

職業性疾患・疫学リサーチセンター

関西支部ニュース

発行責任者 水嶋 潔
 東大阪市高井田元町1-3-1
 みずしま内科クリニック内
 TEL06 (6781) 3330
<http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp>

石綿肺がん労災訴訟 大阪高裁で逆転認定

ひょうご安全衛生センター 西山 和宏

「主文、原判決を取り消す」

1月28日午後1時10分、満席の大阪高裁73号法廷に判決文を読み上げる声が響いた。アスベストが原因で肺がんを発症したとして労災申請を行ったが、労働基準監督署が労災と認めなかったため、労災不支給処分の取り消しを求め争っていた丸本訴訟の判決が、大阪高裁で言い渡された。石井寛明裁判長は、請求を棄却した一審・神戸地裁判決を取り消し、労災と認める判断を行った。

◇訴訟の概要

川崎重工神戸工場において24年間に渡り造船作業に従事してきた丸本佐開さん（66歳）は、2003年3月に肺がん で亡くなりました。ご遺族は、生前に本人さんから聞いた作業状況から、死亡の原因は石綿ではないかと考え、2005年11月に神戸東労働基準監督署に遺族補償年金の支給を請求しました。しかし神戸東署は、石綿肺がんの医学的認定要件とされる胸膜プラークが画像上で認められないため、労災ではないと判断したのです。

そのため2008年10月、ご遺族は神戸東署の不支給処分の取り消しを求め神戸地裁へ提訴しました。そして5年の審理を経て、2013年11月に原告敗訴の判断が言い渡されたのです。判決では、胸膜プラークが存在する高度の蓋然性が認められないとの判断が示されました。

◇控訴審での審理

控訴審においては、「胸膜プラークが存在

する高度の蓋然性」をいかに立証するかが焦点となりました。そこで、丸本さんの同僚に石綿被害が多数発生していることを証明するため、国が保有する川崎重工神戸工場における全ての石綿労災認定事例の復命書と、石綿健康管理手帳交付者の就労期間や場所・業務内容について開示を求めました。国側は開示に関して固辞しましたが、裁判所の判断により川崎重工神戸工場における石綿被害の現状が明らかとなったのです。その内容は、同工場においては、実に61名が石綿関連疾患で労災認定（時効救済を含む）を受け、胸膜プラークを有する石綿健康管理手帳の所持者は270名以上いるという事実でした。開示された情報を精査することで、丸本さんと同じ作業を行い労災認定された事例や、胸膜プラークがある者が沢山居ることを主張しました。さらに、元同僚の陳述書を提出し、丸本さんが肺がんを引き起こす程の石綿ばく露を受けたことを立証してきました。



【大阪高裁に入廷する丸本さんの奥さん（先頭右）】

◇判決内容

高裁判決では、胸膜プラークについて、「石綿ばく露を受けた者の全例に生ずる感受性の高い指標ではない」「相当量の石綿ばく露があったことが証拠上認められるにもかかわらず、胸膜プラークが画像所見上検出されないからといって直ちに業務起因性を否定することは相当ではない」との見解が示されました。そして、1審・2審において胸膜プラークの有無に関して意見を述べて医師それぞれの見解を検討し、「胸膜プラークが存在していたと認めることはできない」と結論付けました。しかしながら医師の意見も分かれており、「各部位に胸膜プラークが存在する相当程度の可能性があることまで否定することはできない」と判断しました。

そのうえで、被災者と同種の作業員20名以上にプラークが有り、直接石綿を取り扱っていない周辺業務の作業員13名にもプラークが有り、被災者と同じ船殻課に在籍し労災認定を受けた者が4名有り、しかも工場内で看護師として勤務し悪性胸膜中皮腫を発症した事例が有ることにも触れながら、「（被災者）がうけた石綿ばく露は、（被災者）の肺内に胸膜プラークを形成するに十分な程度に至っていたものと認めるのが相当である。」と判断したのでした。

◇高裁判決の意義

胸膜プラークは、レントゲンやCT画像に映っていない場合でも、解剖の際に発見されるケースも多く、労災病院の医師らが発表した論文でも画像のみでプラークの有無の判断を行うのは困難であるとされています。だからこそ、今回の高裁判決が示したように、ばく露実態を重視した調査に基づき、業務上外の判断をすべきだと考えます。

また、石綿新法による時効救済事案に関しては、医証が全くないケースが想定されたため、平成18年に臨時全国労災補償課長会議において「過去に同一事業場で、同一時期に同

一作業に従事した同僚労働者が労災認定されている場合や、相当高濃度の石綿ばく露作業が認められる場合には、本省あて相談されたい。」との文章が配布されました。今回の高裁判決は、まさにこの考え方に沿って判断しているのであり、時効救済事案だけに限らず一般の労災事案についても同じ運用を行う必要があります。

昨年9月の結審の際、裁判長が原告に対して「長い間、お疲れさまでした。」とかけられた言葉印象的でした。泣き寝入りせず国と闘い続けた原告の頑張り、弁護団の先生方の奮闘と、原告を支え続けた患者と家族の会の皆さんの頑張りが掴んだ勝利判決です。長い期間を要して勝ち取った今回の判決は、大変貴重な内容であり、多くの石綿被害者の救済拡大に必ずつながると確信しています。

【中皮腫、石綿肺がんの労災認定数】

	中皮腫 労災認定数	石綿肺がん 労災認定数
2005年度	502人	213人
2006年度	1001人	783人
2007年度	500人	502人
2008年度	559人	503人
2009年度	536人	483人
2010年度	498人	424人
2011年度	544人	400人
2012年度	522人	402人
2013年度	528人	382人
2014年度	529人	391人

大阪アスベスト弁護団のヨーロッパ視察に同行して フランス編



3ヶ国訪問の報告のうち、今回はフランスの報告です。日本にいと、ヨーロッパの国はどこも闘いが力強く制度も充実しているのではないかと印象を持っていましたが、そう単純ではありません。イタリアは被害が深刻だが、たたかいがダイナミックで波乱にとんだたたかいをつづけている。ベルギーも被害は深刻だが、労働組合の伝統もフランスやイタリアとは違い、制度も遅れている。そういう印象をもちました。

今回報告するフランスは制度としても大変進んでいて、日本の運動の目標とできるところもたくさんあると感じました。

フランスでは、アスベスト訴訟のスペシャリストのテソニエル弁護士を訪問し、お話を聞かせていただきました。家賃がめっぽう高いパリのオペラ座近くの中心地に大きな事務所を構えておられました。

テソニエル氏は1995年まではエタニットの労働組合の顧問弁護士だったが、アスベスト事件は扱ってこなかった。「難しいものだとは知らずにアスベスト訴訟をはじめたことが返ってよかったと思っている」と語っています。

テソニエル氏がとりくんでいるアスベスト訴訟は、刑事訴訟もあるが、圧倒的に企業の責任を問う民事訴訟。戦前からフランス国内でのアスベストによる被害の知見の集積が報告として残っている。海外の著名な報告だけでなくフランス国内の報告となっていたということが大きな意味を持った。2000年ころの論争と最高裁判決もでて、そうしたこと（企業の予見可能性など）の決着がついていく。

フランス国内でたたかわれるアスベストの主に企業相手の訴訟が2万件。そのうちなんと半分の1万件がテソニエル氏の事務所で取り組まれているという。しかも99%は勝訴しているということでした。

以下、フランスの制度について簡単に説明します。

泉南アスベスト国賠を勝たせる会 伊藤 泰司

<早期退職制度>

全国アスベスト被害者団体（ANDEVA）が国と交渉して、1998年に典型的にアスベストの大量ばく露を伴う職種（石綿紡織業、石綿製品製造業など）についての早期退職制度が創設された。リストに挙がっている企業の従業員約5万人が対象となる。

これは、ばく露の事実があれば、病気になっていなくても50歳になれば早期退職して年金（65%程度）を受け取ることができる。もちろんリスト以外の職種でも病気になっていれば、早期退職ができるというもの。

早期退職すると、労災からも少し支給があるが、18%くらいの減収になる。この減収分について、減収は企業の責任だとして企業に填補を求めた裁判があった。最高裁は原告の請求を認めず棄却。その代わりとして、「不安慰謝料」の損害賠償請求を認めた。

もちろん早期退職せずに働き続けることはできるが、健康に不安があるため、この制度を使って余生を楽しみたいという人が多いという。



【中央がジャン・ポール・テソニエル弁護士。
右はしは、国立社会政策科学研究所のパスカル・マリシャラーさん。
右から二人目は、通訳をしてくれたパリ第7大学准教授、東アジアの社会政策を研究しているポール・ジョパンさん】

<不安慰謝料>

フランスでは胸膜プラークは病気とみなされ、5%の賠償金を受け取ることができる。これに対し、「不安慰謝料」の裁判は、ばく露の事実はあるが、何の所見ない人が原告となり将来の不安に対する慰謝料の支払いを求めて訴訟が起こされた。

フランスには集団訴訟はなく、個人の訴訟が1万件提起された（テソニエル弁護士の事務所が担当）。これらの個人訴訟をまとめて、最高裁が2010年5月に判断を下した。判決は、早期退職制度が認められる企業の従業員について、慰謝料を認めた。金額は6000～2万ユーロ、平均で1万ユーロ（125万円）くらい。多い金額ではないが、ばく露から発症までの潜伏期間が長いこと、発症した頃には会社がつぶれている可能性もあるため、未発症の段階で請求している。

早期退職制度が認められているリストの企業と不安慰謝料が認められる企業の範囲が重なっていて、これでは狭すぎる。例えば建設労働者は対象外。それで現在、リストにない企業の従

業員の裁判を闘っているという。

ヨーロッパの連携についても聞きました。すでにフランス、スイス、イタリア、ベルギーで連絡会ができています。それぞれの国の歴史があり、司法制度も違うが、深いところでは共通している。これからの課題として、ヨーロッパ全体（EU?）で国際刑事司法裁判所で裁くことができるように運動をしているとのことでした。なかなか難しいが、フォルクスワーゲンの不正について環境団体が提訴したが、EUで検事が刑事訴追できるように運動が始まっているという。

日本の建設労働者の訴訟についてこちらからお話ししたら、被害者に建設労働者が多いのかどうかもあまりよく把握していないそうです。フランスにはPL法（製造物責任法）はないが、日本のPL法的な責任を問う訴訟として興味をしてみました。

フランスの世界で一番進んだ？制度の背景などについて学ぶことができましたが、日本の建設訴訟のたたかひの意義も世界的にみても大きなものがあると実感した次第です。

《事務局だより》

【活動日誌 2016年4月～6月】

- ・5月12日 定例会議 ニッセイ新大阪ビル18階
関西支部総会の打ち合わせ、労災事例報告他
- ・6月26日 本部総会・日韓じん肺・アスベストシンポジウム

【第7回 関西支部総会について】

日時：8月6日（土）14時30分～

会場：メルパルク大阪（新大阪）

第一部

記念講演 『最近の研究成果（石綿小体他）』

久永直見医師（愛知学泉大学教授）

第二部

総会 議案提案、討論、活動報告など

第三部

懇親会

※ 全体で50～100人。各組合・団体、5～10人の参加をお願いします。